

だい ごうぎあん へいせい れいわがん ねんどじぎょうけいかく
第3号議案 2019 (平成31・令和元) 年度事業計画について

でいびーあいほっかいどう でいびーあいにほんかいぎ ちほうそしき がつ たち えひめけんまつやまし
D P I 北海道は、D P I 日本会議の地方組織として、5月30日に愛媛県松山市で
かいさい にんてい えぬびーおーほうじん でいびーあいにほんかいぎ ねんど そうかい かくにん
開催された「認定 N P O 法人 D P I 日本会議 2019 年度総会」で確認された
でいびーあいにほんかいぎ ほうしん でいびーあいほっかいどう せつりつしゅいしよ ていかんおよ ちいき にーど もと
D P I 日本会議の方針と D P I 北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基
づき、以下の課題を中心として、障害児・者の尊厳と権利が尊重され、だれもが
くらしやすい地域づくりを目指して、D P I 日本会議及び関係団体等との連携に基
づき取り組みを進める。

しょうがいしゃ かか しさく ちょうさ けんきゅう
1. 障害者に関わる施策の調査・研究について

しょうがいしゃ せいかつ かか かくしゅかだい ちょうさ けんきゅう ていげんなど ひつよう たいおう じっし
障害者の生活に関わる各種課題の調査・研究・提言等や必要な対応を実施す
るために以下の取り組みを進める。

きょたくしえん かん べんきょうかい かいさい だいしゅう のぞ まいしゅうかようび
(1) 「居宅支援に関する勉強会」の開催について (第3週を除く毎週火曜日)

でいびーあいほっかいどう とく すす ゆうせいしゅじゅつ けんりようご ちいきりょうなど
D P I 北海道の取り組みを進めるために優生手術、権利擁護、地域医療等の
とりりかだい てーま まいしゅうかようび だいかようび のぞ かいさい
取り組み課題をテーマとして毎週火曜日 (第3火曜日を除く) に開催する。

ちいきりょうねつとわーくかいぎ かつどう まいつき かいかようびかいさい
(2) 地域医療ネットワーク会議の活動について (毎月1回火曜日開催)

じんこうききゅうき さんそきゅうにゆう い にちじょうてき いりょうてきけ あなど ひつよう しょうがいしゃ
人工呼吸器、酸素吸入、胃ろうなど日常的に医療的ケア等が必要な障害者
ちいき じりつせいかつ おく ちよくめん かだい たい いりょうほうじんとうせいかい れんけい
が地域での自立生活を送るときに直面する課題に対して医療法人稲生会と連携して
いかにとく
以下のとおり取り組む。

じゅうどしょうがいしゃ じりつしえん
① 重度障害者への自立支援

じりつせいかつ かん じょうほうていきょう どうが せいさく
自立生活に関する情報提供として、引き続き動画を制作する。

かくたんきゅういんとうけんしゅう だい ごうけんしゅう こうしはけん
② 喀痰吸引等研修 (第3号研修への講師派遣)

しょうがい かん こうぎ こうしはけん おこな
障害に関する講義の講師派遣を行う。

③ みらいつくり大学

ねんど しょうがいしゃ たよう がくしゅうかつどう そうごうてき しえん じっせんけんきゅう
2019年度「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」にお
いて、研究を通じた重度障害者の大学相当の学びの場の創出を目指す活動を、6月
けんきゅう つう じゅうどしょうがいしゃ だいがくそうとう まなび ば そうしゅつ めざすかつどう がつ
頃に開始する。当該事業の連携協議会には D P I 北海道ブロック会議から紺野理事
ころ かいし とうがいじぎょう れんけいきょうぎかい でいびーあいほっかいどうぶろくかいぎ こんのりじ
も昨年度に引き続き参画予定。具体的な学習プログラムは昨年度の受講修了生と
さくねんど ひ つづ さんかくよてい ぐたいてき がくしゅうぶろくらむ さくねんど じゅこうしゅうりょうせい

とも けんとう がつ ほっかいどうぶろっく たいしょう こんふあれんす かいさい しょうがいしゃ
共に検討する。11月には北海道ブロックを対象にコンファレンスを開催し、障害者
しょうがいがくしゅう さまざま たちば してん ぎろん よてい
の生涯学習について様々な立場や視点から議論する予定。

2. 障害者に関わる施策の普及・啓発について

(1) 「第17回 D P I 北海道ブロック会議 通常総会記念イベント」の開催

しゅうかいめい さいがいたいさく かんが しみんふおーらむ
集 会 名：災害対策をともに考える市民フォーラム

ほっかいどういぶりとうぶじしん たいけん さつぼろし きほんけいかく ようはいりょしやしえんさく
～北海道胆振東部地震の体験と札幌市の基本計画と要配慮者支援策から～

にちじ ねん がつ にち ど かいじょう さつぼろししんしょうふくしせんたー
日時：2019年6月22日（土）13:00～16:30 会場：札幌市身障福祉センター

(2) 障害者差別解消法改正に向けた北海道タウンミーティングの開催

しょうがいしゃさべつかいしょうほうかいせい む ほっかいどうたうんみーていんぐ かいさい
でいーぴーあいにほんかいぎ よ びかけ おう じつて さつぼろし がつ ほか とし でいーぴーあいにほん
D P I 日本会議の呼びかけに応じて札幌市（9～10月）他4都市で D P I 日本
かいぎ さくせい かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほうしあん べーす かいさい
会議が作成した改正障害者差別解消法試案をベースに開催する。

(3) 講師の派遣について

しょうがいしゃしやくおよ かだいなど こうし はけん
障害者施策及び課題等についての講師を派遣する。

3. 障害者の権利擁護について

(1) 「北海道障がい者条例」の推進について（担当理事：今田、佐藤 祐）

さくねん ひ つづ いまだ いしかりけんいきちいき すいしんいん さとうたすく かみかわけんいき
昨年から引き続き今田が石狩圏域地域づくり推進員として、また佐藤 祐 が上川圏域
ちいき いいん そうだんじこう しょうがいとうじしゃ たちば いけん の
地域づくり委員として、相談事項に障害当事者の立場から意見を述べ、
ほっかいどうしょう しゃじょうれい しょうがいしゃさべつかいしょうほう ほっかいどうしょう しゃ いしそつう
「北海道障がい者条例」と「障害者差別解消法」と「北海道障がい者の意思疎通の
そうごうてき しえん かん じょうれい いしそつうしえんじょうれい およ ほっかいどうげんご しゅわ
総合的な支援に関する条例（意思疎通支援条例）」及び「北海道言語としての手話の
にんしき ふきゅうとう かん じょうれい しゅわげんごじょうれい しゅうち すす
認識の普及等に関する条例（手話言語条例）」の周知を進める。

(2) 札幌市共生社会推進協議会委員について（担当理事：紺野）

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと さつぼろし せつち きょうぎかい でいーぴーあいほっかいどう
障害者差別解消法に基づき札幌市に設置された協議会に D P I 北海道か
いいん ひ つづ はけん しょうがいしゃさべつ かいしょう とく すす
ら委員を引き続き派遣し、障害者差別を解消するための取り組みを進める。

(3) 「共生・共学」の推進にむけて（担当理事：山崎）

2019年度はインクルネットほっかいどう及び道北ネット等と連携して普通高校の受験を希望する重度自閉症のある子ども本人及び保護者の意向を確認しながら、必要に応じて北海道教育委員会に受験時と入学後の配慮について、要請及び協議等を行う。

また、引き続き、インクルーシブ教育の推進、啓発の学習会等を行う。

(4) 「雇用・就労」の推進にむけて（担当理事：今田、澗口）

障害者雇用水増し問題を受けて、道内における取組みを継続するとともに就労支援の現場の検証を関係団体とともに実施する。また、（株）ネオユニット訴訟傍聴行動も継続して取組みを進める。

(5) 「精神障害者」の課題への取り組み（担当理事：土屋）

精神障害者保健福祉手帳に顔写真が貼付され、またバスの運賃を決める標準運送約款の見直しが行われるなか、多くの自治体や交通事業者の精神障害者への理解が進み、全国各地で精神障害者の運賃割引が実施されるようになった。

それでも、道内を見ても、まだバス事業者のなかでは、運賃割引を実施していない会社も多く、同じ北海道に住んでいても、運賃割引を受けられない精神障害者が多くいる。これからも努力を重ねて、他の障害者のように、障害者手帳を見せたら、全国どこでも運賃割引が適用されるための取組みを継続する。

また全国47都道府県で実施されている重度障害者の医療費助成に、精神障害者が該当になっていない地域が多いことから、自治体や国への働きかけを強め、精神障害者も医療費助成の対象となるための取組みを継続する。

(6) 様々なバリアフリーの推進にむけて（担当理事 藤井・小谷、桜田）

関係団体と連携をして以下の取組みを進める。

- ① 北海道において災害が起きた時の避難所及び避難行動要支援者の課題検証と改善するための取組みを進める。
- ② 日本ハムの新球場のバリアフリーを推進するための取組みを進める。
- ③ J R 札幌駅の新幹線及び札幌冬季オリパラ誘致については、東京オリパラの取組みを参考としてバリアフリーを推進するための取組みを進める。

(7) 介助問題について（担当理事：小谷・紺野）

① 介護人材不足を解消するための取り組みを行う。

- ・各理事の知り合いの専門学校等に当事者として講義の一部に取り入れてもらい障害者の介助者の必要性の理解促進を図る。

② 重度障害者の在宅介護が充実するために取り組む

- ・昨年度に設置された札幌市の「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」で出された意見書に対しての札幌市の動向を注視する。

(8) 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組みについて（担当理事：小谷・山崎）

- 「優生保護法被害者北海道弁護団」及び「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」等との連携に基づき傍聴行動等の取り組みを進める。

(9) その他、関連する取り組みについて

- その他、必要に応じて障害者の権利擁護に関する取り組みを進める。

4. 障害者団体及び若手リーダーの育成に関する取り組みについて

- 将来のDPI北海道の担い手を育成するための取り組みを進める。

5. 海外の障害者に関する協力等について

- 今年度は、DPI北海道としての独自事業の実施は予定していないが、DPI日本会議及び関係団体等が実施するアフリカ支援等について積極的に協力する。

6. 札幌市自立支援協議会に関する取り組みについて（担当理事：紺野・花田・小谷）

(1) 引き続き運営会議と全体会に参加するとともに、今年度9月で終了する

- 「重複障がいに関するプロジェクトチーム」に参加し取り組みを進める。

(2) 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームに参加し、

- 昨年に引き続き「地域生活支援拠点等」について議論する。